

延滞金・加算金

★ 延滞金 ★

税金を納期限までに納めないときにかかります。

- ①納期限の翌日から1か月を経過する日まで……………年7.3%（日歩2銭）
- ②その後納税の日まで……………年14.6%（日歩4銭）

ただし、平成12年1月1日以後の期間については、次のとおりになります。

	平成12年1月1日～ 平成25年12月31日	平成26年1月1日～
①納期限の翌日から1か月を 経過する日まで	特例基準割合	延滞金特例基準割合+1%
②その後納税の日まで	14.6%	延滞金特例基準割合+7.3%

注1 令和2年12月31日までは、「延滞金特例基準割合」を「特例基準割合」と読み替えます。

延滞金特例基準割合 = 銀行の新規の短期貸出約定平均金利を基準に、前年11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加えた割合

特例基準割合 = 平成12年1月1日～平成25年12月31日までは、各年の前年の11月30日を経過するときの商業手形の基準割引率に年4%の割合を加えた割合
平成26年1月1日～令和2年12月31日までは、銀行の新規の短期貸出約定平均金利を基準に前年12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加えた割合

平成26年	平成27・28年	平成29年	平成30～令和2年	令和3年	令和4・5年
1.9%	1.8%	1.7%	1.6%	1.5%	1.4%

★ 加算金 ★

県民税利子割・県民税配当割・県民税株式等譲渡所得割・法人の事業税（特別法人事業税又は地方法人特別税を含む。）・県たばこ税・ゴルフ場利用税・軽油引取税・自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割・産業廃棄物処理税について、少なく申告したり、申告しなかったり、故意に税を免れようとしたときは、次の加算金がかかる場合があります。

また、短期間に繰り返して不申告又は仮装・隠ぺいに基づく修正申告の提出等を行った場合、加算金の割合に10%の加算がされます。

過少申告加算金

期限内に申告をした場合で、その申告額が実際より少額なため、後日増額の申告をしたり、または増額の更正を受けた場合……………増差税額×10%^(※)

(※) 増差税額が一定の金額を超えている場合は、……………増差税額×10%+超えた部分の金額×5%

不申告加算金

期限内に申告をしなかった場合……………納める税額×15%^(※)

ただし、更正・決定があるべきことを予知しないで期限後に申告をした場合

……………納める税額×5%

(※) 納める税額が一定の金額を超えている場合は、……………納める税額×15%+超えた部分の金額×5%

重加算金

二重帳簿などによって故意に税を免れようとした場合で、期限内に申告をしている場合

……………増差税額×35%

申告をしなかった場合又は期限後に申告をした場合……………納める税額×40%